

公安委員会	次期通常国会提出予定法律案 件名要旨について	平成26年1月16日 総務課
説明資料No. 1		

1 次期通常国会提出予定法律案件名要旨（確定） 総計 1件

- 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（仮称）

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（仮称）の的確な実施を確保するため、米国の当局から同協定に基づいて照会を受けた場合の措置等について定める。

【刑事企画課】

※ 外務省と共同提出

※ 閣議決定希望時期は2月下旬

2 検討中の法律案 総計 2件

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（仮称） 【犯罪収益移転防止管理官】
- 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際的なテロリズムに関する者の財産凍結等に関する特別措置法案（仮称） 【警備企画課】

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の 説明資料No. 2 専決区分の整備（案）等について	平成26年1月16日
		総務課

1 趣旨

国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会委員長において専決処理することとされたものを含む。以下同じ。）については、国家公安委員会の審議の充実及び行政事務の効率的運営に資するため、また、決裁手続の明確化の観点から、

- 国家公安委員会の決裁が必要な事項
- 警察庁において専決処理する事項

に区分されている。今般、第185回国会（臨時会）において成立した法律及びその下位法令に規定された事項等について、新たに専決区分を整備することとする（内閣総理大臣の権限に属する事項については、国家公安委員会委員長において専決処理することにつき承認を得た上で行う。）。

2 概要

(1) 国家公安委員会の権限に属する事項の専決区分の整備（別表1）

ア 国家公安委員会の決裁

- ・ 交通政策基本法（平成25年法律第92号）に基づく交通政策基本計画案の作成
- ・ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく新たな規制の特例措置の内容の通知及び公表 等

イ 警察庁における専決処理

- ・ 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく認定特定下請連携事業計画の実施状況についての報告の徴収
- ・ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成25年法律第75号）に基づく特定警備実施要領の策定についての国土交通大臣との協議 等

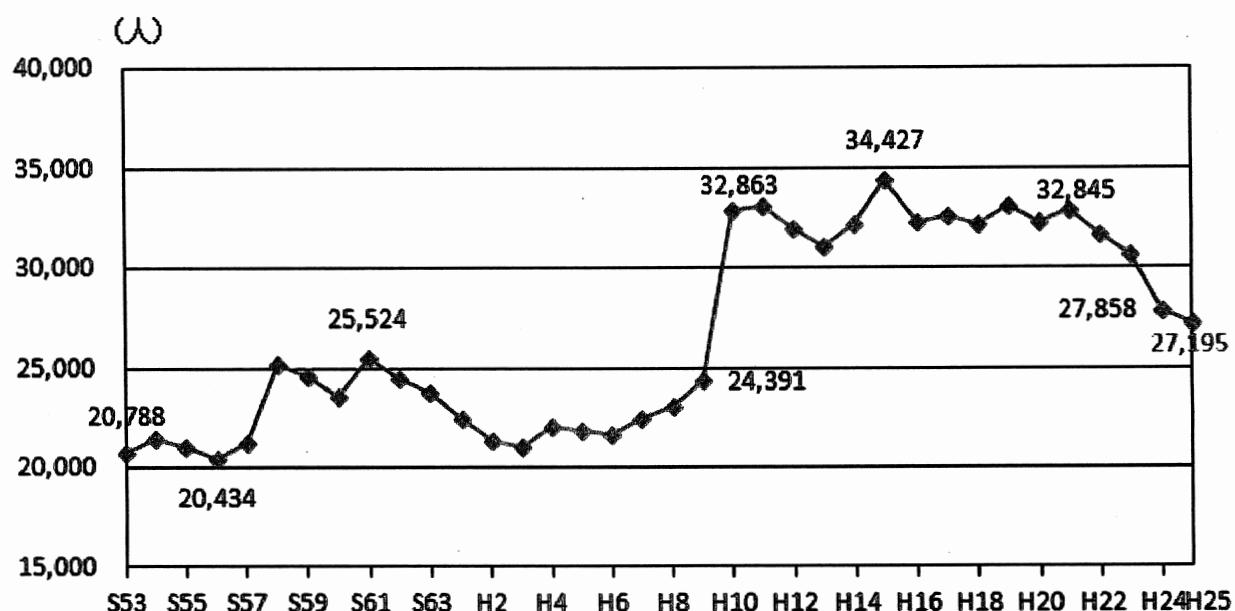
(2) 警察庁における専決区分の整備（別表2）

警察庁長官の権限に属する事項の専決区分についても、法改正に伴い、追加を行った。

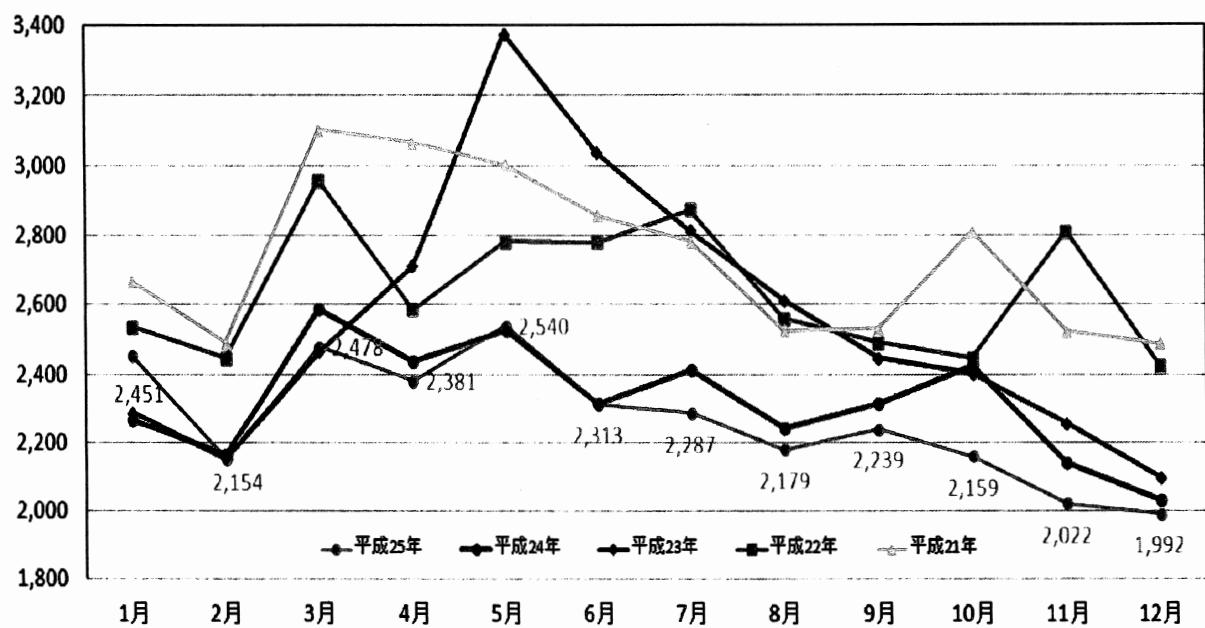
1 平成25年中の自殺者数（速報値）

- 平成25年中の自殺者の総数は27,195人（速報値）で、対前年比663人（約2.4%）減。
- 平成24年に15年ぶりに年間の自殺者数が3万人を下回ったところ、平成25年についても引き続き3万人を下回った。

【自殺者数の年次推移】



【各年の月別自殺者数の推移】



公 安 委 員 会	インターネットバンキング不正送金 事犯に係る国外送金被疑者の検挙について（愛知県警察・栃木県警察）	平成26年1月16日
説明資料No. 4		情報技術犯罪対策課

愛知県警及び栃木県警は、本年1月14日、それぞれ、インターネットバンキングに係る不正送金により自己の口座に入金された現金を資金移動業者を介して国外に送金していた犯罪収益移転防止法違反（為替取引カード等の有償譲渡）の被疑者を検挙した。

1 愛知県警（1月14日通常逮捕）

(1) 被疑者

国籍 フィリピン共和国

愛知県名古屋市在住 契約社員（32歳、男）

(2) 事業の概要

被疑者は、通常の商取引として行われるものであることその他正当な理由がないのに、平成25年10月、愛知県名古屋市内の資金移動業者を介して数十万円を国外送金した際、数万円の報酬で、受取りに必要な情報である取扱番号を氏名不詳者に提供したもの。

(3) 適用罪名

犯罪収益移転防止法第28条第2項後段（為替取引カード等の有償譲渡）

1年以下の懲役、100万円以下の罰金

2 栃木県警（1月14日書類送致）

(1) 被疑者

栃木県大田原市 自営業（41歳、男）

(2) 事業の概要

被疑者は、通常の商取引として行われるものであることその他正当な理由がないのに

ア 平成25年10月、報酬を得る約束で、氏名不詳者に対し、自己名義銀行口座番号等の預貯金の振込みに必要な情報を提供し

イ 平成25年11月、前後数回にわたり、埼玉県川口市内の資金移動業者等を介して合計数百万円を国外送金した際、数十万円の報酬で、受取りに必要な情報である送金管理番号を氏名不詳者に提供し

たもの。

(3) 適用罪名

犯罪収益移転防止法第27条第2項後段（預貯金通帳等の有償譲渡）

同法第28条第2項後段（為替取引カード等の有償譲渡）

いずれも、1年以下の懲役、100万円以下の罰金

3 その他

資金移動業者を介した送金の受取りに必要な為替取引カード等の有償譲渡に係る犯罪収益移転防止法の罰則の適用は初めてである。

1 発生日時・場所

平成26年1月7日（火）午後2時16分頃

神奈川県川崎市川崎区宮前町 横浜地方検察庁川崎支部

2 逮捕日時・場所

平成26年1月9日（木）午後0時56分

神奈川県横浜市泉区和泉町地内の河川敷内

3 被疑者

神奈川県川崎市

（20歳）

※ 平成26年1月6日逮捕監禁・集団強姦・強盗で通常逮捕

同月7日横浜地方検察庁川崎支部に送致

4 逃走状況

1月7日午後、横浜地方検察庁川崎支部において、弁護人が被疑者と接見を行っていたところ、立会い警察官が被疑者の腰縄を確認しようとした際、被疑者がこれを外して逃走したもの。

5 被疑者逮捕に至る経緯

神奈川県警察では、約4000人体制により、被疑者の検索、交通機関・宿泊施設等に対する手配等を実施するとともに、逮捕監禁・集団強姦・強盗で指名手配の上、交友関係の捜査等の追跡捜査を行っていたところ、1月9日午後、神奈川県横浜市泉区和泉地内で被疑者を発見、同日午後0時56分、被疑者を通常逮捕したもの。

6 今後の対応

今回の事案を受け、警察庁においては1月8日、各都道府県警察に対し、腰縄（捕縄）の確実な施用及びその確認の徹底等について指示を行った。

今後は、事案を詳細に検証するとともに、特に腰縄（捕縄）については、簡易かつ効果的な補助用具の活用を促進する。

また、検察施設における事故防止のため、法務省及び検察当局と連携し再発防止策を検討する。

公安委員会	防災基本計画の修正について	平成26年1月16日
説明資料No. 6		警 備 課

1 修正の経緯

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正、同年9月の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、防災基本計画（最終修正：平成24年9月）の一部修正を行うもの。

2 修正の概要

(1) 災害対策基本法の改正に伴う修正

防災の基本理念の明確化や大規模災害発生時における即応力の強化のほか、指定緊急避難場所の設置や避難行動要支援者名簿の作成等による住民の円滑かつ安全な避難の確保等を記載。

(2) 最近の災害等を踏まえた防災対策の反映

平成25年10月の大島での災害等を踏まえ、避難勧告の判断基準の明確化等を規定。また、地震、大雨等の各災害に共通する記述を整理し一本化。

(3) 原子力災害対策の強化

原子力災害対策重点区域における退避等の防護措置、原子力災害発生時の施設の状況に応じた緊急事態の区分設定等を規定。

3 主な警察関連の修正

(1) 災害対策基本法関連

ア 避難行動要支援者名簿の警察等への提供

市町村による避難行動要支援者名簿の作成及び同名簿の都道府県警察（その他、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）への提供による避難支援体制の整備等。

イ 被災者安否情報の提供に関する協力

地方公共団体が住民等に提供する被災者の安否情報に関し、地方公共団体は関係機関（他の地方公共団体、警察、消防等）と協力して情報収集を実施。

(2) 防災対策関連

ア 警察災害派遣隊の整備

警察災害派遣隊による広域派遣体制の整備について、実戦的訓練、装備資機材の充実等について記載。

イ 道路交通機能の確保

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等、信号機減灯対策を推進。

(3) 原子力災害対策関連

被ばく医療従事者の緊急搬送について、関係省庁（国土交通省、海上保安庁、防衛省、警察庁等）は輸送手段の優先的確保等に配慮。

4 今後の予定

1月17日開催予定の中央防災会議において決定予定。

今後、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を修正予定。

公安委員会	平成25年中の災害警備訓練実施状況について	平成26年1月16日
説明資料No. 7		警 備 課

1 平成25年における訓練実施状況

(1) 管区警察局による訓練

- 各管区警察局では、広域緊急援助隊合同訓練として救出救助訓練等を実施。消防や自衛隊、海上保安庁等の関係機関、DMA TやJ A F等の団体と連携し、災害現場における連携体制の強化を図った。
- 主要事例（近畿管区警察局・11月） 【資料1】
京都府警察との共催で、防災や工学、災害医療分野の有識者の協力を得て、完全ブラインド型の総合訓練を実施。被災現場の過酷な環境（狭隘空間、騒音等）を再現して訓練効果を高めたほか、事後に全機関が参加して検討を実施し、問題点等の抽出を行った。

(2) 都道府県警察による訓練

- 都道府県警察では、初動対処訓練や代替施設への移設訓練等のほか、各県の実情に応じ、津波や原発被害を想定した避難誘導訓練等を幅広く実施。自治体主催の合同防災訓練にも積極的に参加した。
- また、解体予定の警察施設等を活用した救出救助訓練（兵庫等）、燃料や物資、重機等の提供に係る業者との協定に基づく訓練（神奈川等）、隣接県合同の救出救助訓練（警視庁及び埼玉等）など、全国で工夫を凝らした様々な態様の訓練を実施。
- 主要事例 【資料2】
 - ・ 離島における災害対処訓練（新潟・6月）
大規模地震を想定し、民間船舶事業者との協定を活用した大型カーフェリー利用による警備部隊等の輸送訓練等を実施。
 - ・ 津波被害を想定した4機関合同訓練（愛知・11月）
南海トラフ巨大地震による津波を想定し、警察、消防、自衛隊、海保の実動4機関で組織する「災害救助合同研究会」で訓練を主催。現地指揮所における任務分担の下、海上における捜索・救助及び搬送訓練を実施。
 - ・ 災害発生時の重機使用等に関する協定に基づく訓練（富山・12月）
構造物解体業者との協定に基づき、同事業者と連携の下、災害現場に模した施設を活用し、重機を用いてがれきからの救出訓練を実施。

2 本年の訓練予定

災害現場における更なる対処能力向上のため、従来型の訓練に加え、現状における問題点や課題の把握・抽出を目的とした訓練、構想段階から広く部外有識者の知見を取り入れた訓練等についても、訓練メニューに取り入れ実施予定。

※ (参考)

警察庁では、25年中、緊急災害警備本部要員の初動対処訓練及び支援対策室設置訓練（4月）、同要員らの徒步參集訓練（5月）、政府訓練に連動した総合防災訓練（9月）を実施。

公 安 委 員 会	在アルジェリア邦人に対するテロ事件 を踏まえた警察の取組について	平成26年1月16日
説明資料No. 8		国際テロリズム対策課

1 経緯

- ・ 昨年1月、在アルジェリア邦人に対するテロ事件が発生。邦人10人を含む外国人40人が犠牲となった。
- ・ 当該事件の対応に関し、政府において検証が行われ、検証報告書が取りまとめられるなどした。
- ・ 警察においては、検証報告書等を踏まえた以下の取組を推進中。

2 警察の主な取組

(1) 国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の派遣体制の強化

- ・ 要員全員に対する数次旅券の発給
- ・ 都道府県警察の職員から指定された要員を集めての図上訓練の実施
- ・ TRT-2の活動に用いる装備資器材の充実^(*)
- ・ 派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成^(*)
- ・ 外事特殊事案対策官の新設及びTRT-2の事態対処能力向上のための増員^(*)

(2) 情報収集・分析体制の強化

- ・ アフリカの在外公館に対する警察出身の警備対策官の新規派遣
- ・ サヘル地域を始めとする各国治安・情報機関との協議開催^(*)
- ・ 外事特殊事案対策官（再掲）及び国際テロリズム情報総合研究官の新設^(*)

(3) 官民の情報共有・協力体制の強化

- ・ 外務省、内閣官房、警察庁等の関係省庁の共催により、計4回にわたり「海外安全対策に係る官民集中セミナー」を開催。
- ・ 公共政策調査会主催の企業安全対策責任者講習等や、エンジニアリング協会主催のビジネス講演会において、国際テロ情勢等を情報提供。

^(*) 平成26年度政府予算案に必要経費等が盛り込まれた。

公 安 委 員 会	国際テロ対策に係るデータの インターネット上への掲出事案に関する 国賠訴訟の判決について	平成26年1月16日
説明資料No. 9		警 備 企 画 課

1 判決結果

(1) 判決日等

平成26年1月15日（水）午後3時00分 東京地方裁判所

(2) 判決要旨

ア 主文

- (ア) 被告東京都は、原告らに対し、合計9,020万円の金員を支払え。
- (イ) 被告国に対する請求は棄却する。

イ 理由

- (ア) 本件データは、警察が作成し、警視庁外事第三課が保有していたものと認められる。
- (イ) 警察の、本件における情報の収集・保有・利用は、国際テロの発生を未然に防止するために必要な活動であり、違法ではない。
- (ウ) a 本件データは、外事第三課における不十分な管理体制下で警察職員によって持ち出され、流出につながっているから、被告東京都には、原告らの損害を賠償する責任がある。
b 警察庁には、監査責任者が監査によって不十分な点を発見したのにその指摘を怠ったというような事情は認められないから、被告国には本件情報流出事件発生の責任はない。
- (エ) 警視庁及び警察庁は、流出したデータの削除等について義務は尽くしていたから、被告らにはこの点についての責任はない。
- (オ) 原告らの個人情報の内容、当該情報が広汎に伝播したことなどに鑑みると、プライバシーの侵害及び名誉毀損の程度は甚大である。

2 訴訟の概要等

(1) 当事者

ア 原告 甲ら17名

イ 被告 国（警察庁、国家公安委員会）及び東京都（警視庁）

(2) 請求の主な内容

被告らは、連帶して、各原告らに対し、合計金1億8,700万円を支払うように求めるもの。

(3) 請求の原因（概要）

被告らが、イスラム教徒であることのみを理由として、【収集】原告らの信仰活動等に関する個人情報を収集し、【保有】個人情報を正当な理由なく保有・利用し、【流出】個人情報を故意又は過失によりインターネット上に流出させ、【拡大防止懈怠】個人情報の流出に対し何ら実効的な損害拡大防止措置を執らず損害を拡大させたことは、違法・違憲である。